

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則 新旧対照表(案)

新			旧			改正理由等																		
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第52条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>理由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 特別休暇</td> <td> <p>(1) <u>地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u></p> <p>ア <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u></p> <p>イ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u></p> </td> <td> <p><u>連続する7日の範囲内において必要と認める期間</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			休暇の種類	理由	期間	1～11	(略)	(略)	12 特別休暇	<p>(1) <u>地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u></p> <p>ア <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u></p> <p>イ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u></p>	<p><u>連続する7日の範囲内において必要と認める期間</u></p>	<p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第52条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>理由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 特別休暇</td> <td> <p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又は遮断の場合</u></p> </td> <td> <p><u>その都度必要と認める期間</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			休暇の種類	理由	期間	1～11	(略)	(略)	12 特別休暇	<p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又は遮断の場合</u></p>	<p><u>その都度必要と認める期間</u></p>	<p>○県に準じた取扱いを行うこととして、県の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正内容に合わせた規程整備を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別休暇の期間の明示(第1号) ・災害時における特別休暇の付与の理由として旧第1号から第4号を新第1号から第3号に置き換える。
休暇の種類	理由	期間																						
1～11	(略)	(略)																						
12 特別休暇	<p>(1) <u>地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u></p> <p>ア <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u></p> <p>イ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u></p>	<p><u>連続する7日の範囲内において必要と認める期間</u></p>																						
休暇の種類	理由	期間																						
1～11	(略)	(略)																						
12 特別休暇	<p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又は遮断の場合</u></p>	<p><u>その都度必要と認める期間</u></p>																						

新		旧		改正理由等
(2) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難</u>	<u>その都度必要と認める期間</u>	(2) <u>風水震災災害その他の天災事変による交通遮断の場合</u>	同	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第4号は新第2号(出勤)への移行に伴い削除 ・新第3号(退勤)の新設 (以下号ずれ)
(3) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避</u>	同	(3) <u>風水震災災害その他の天災事変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合</u>	<u>1週間を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間</u>	
<削除>	<削除>	(4) <u>交通機関の事故等の不可抗力の原因の場合</u>	<u>その都度必要と認める期間</u>	
(4) <u>裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭の場合</u>	(略)	(5) <u>裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公庁への出頭の場合</u>	(略)	
(5)～(10)	(略)	(6)～(11)	(略)	